

横浜市年度限定保育事業利用申請書

- 1 事業の利用条件を満たしていることを確認するため、こども青少年局が各区に「子ども・子育て支援制度 給付認定申請書(2・3号用)」及び添付書類の内容を照会することがあります。
- 2 事業の利用条件を満たさなくなった場合には、利用を継続することはできません。
- 3 事業利用申請にあたっては、別紙<ご利用開始前にご確認ください>を確認し、ご署名のうえ、当申請書と併せて提出してください。
- 4 利用者負担額は、利用開始時に適用される負担区分(給付認定決定通知書もしくは区長が発行する区分確認通知書に記載)に応じて決定し、原則、年度途中の変更はありません。(市民税額の年度更新に伴う幼児教育・保育の無償化に関する変更は9月に実施します。)
 

なお、横浜市外在住者など、給付認定決定通知書や区分確認通知書を発行できない場合には、追加で利用者負担額計算書(第17号様式)及び市民税・県民税課税(非課税)証明書の写し

以上のことに同意のうえ、年度限定保育事業の利用を申請します。

保育所名	申請日	年	月	日
	保護者署名 (申請者氏名)			

保護者住所	〒	令和5年1月1日の住所
		横浜市内・横浜市外( )・国外
連絡先	(TEL :	令和6年1月1日の住所
		横浜市内・横浜市外( )・国外

※横浜市外の場合は、市町村名までご記入ください(例:〇〇県〇〇市)

フリガナ		性別	男・女	続柄	
申請児童氏名					
生年月日	年	月	日	保育が必要な期間(希望日)	
				開始日	年 月 日から
				終了日	年 月 日まで

申請児童の同居者(申請児童を除く)を記入してください。

氏名	申請児童との関係	年齢	生年月日	勤務先、学校、幼稚園、保育所等の名称
		歳	年 月 日	
		歳	年 月 日	
		歳	年 月 日	
		歳	年 月 日	
		歳	年 月 日	

※申請児童より年齢の高い特定の施設・事業に通う就学前児童がいる場合は、本事業の利用料が減免されます。多子減免を申請する場合は、多子減免届出書(第17号様式)と添付書類を実施施設あてにご提出ください。

給付認定決定通知書に記載されている給付認定内容	認定事由	
	認定有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

【裏面にも記入してください】

第16号様式(第9条第1項)裏面

【保育を必要とする保護者の状況について】

該当する欄に「○」印を記入してください。

保護者の状況		父	母
就労	月20日以上かつ就労時間1週40時間以上の労働に従事している。		
	月20日以上かつ就労時間1週35時間以上40時間未満の労働に従事している。		
	月16日以上かつ就労時間1週24時間以上の労働に従事している。		
	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上24時間未満の労働に従事している。		
	月16日以上かつ就労時間1週28時間以上の労働に内定している。		
	就労時間月64時間以上の労働に従事又は内定している。		
産前産後	出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあつて、出産の準備又は休養を要する。 (多胎妊娠の場合は、出産又は出産予定日の前14週間、後8週間の期間とする。)	/	
病気・けが	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。		
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時必要な場合。		
	通院加療を行い、保育が必要な場合。		
障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、愛の手帳(療育手帳)の交付を受けていて、保育が常時必要な場合。		
	身体障害者手帳3級又は精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が必要な場合。		
	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が必要な場合。		
親族の介護	臥床者・重症心身障害児(者)、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が必要な場合。		
	重度障害児(者)、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が必要な場合。		
	病人や障害児(者)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ1週28時間以上保育が必要な場合。		
	病人や障害児(者)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月64時間以上保育が必要な場合。		
災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。		
通学	就職に必要な技能習得のために月64時間以上職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。		
求職中	求職中。		
保育士・看護師等	保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を保有する保護者が、横浜市の待機児童の対策に資する施設・事業や保育施策・事業(※)で保育業務に従事する又は内定している。		

【その他の状況について】

該当する場合、「○」印を記入してください。

育児休業が終了し、仕事に復帰する場合	
--------------------	--

→復職後、ご利用する保育所に復職証明書を提出してください。

(※) 横浜市内の待機児童の対策に資する施設・事業や保育施策・事業

認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業(市型預かり保育)実施園、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業  
\*横浜市私立幼稚園等預かり保育事業(市型預かり保育)実施園及び横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園については、幼稚園教諭も可とする。

《ご利用開始前にご確認ください》

- 1 利用調整で保留となった方は、「取下げ」をしない限り、同一年度の3月まで利用調整の対象となります。同一年度中は利用調整時に「調整指数+1」として優先順位を定めますので、利用開始後、速やかに在園証明書をお住まいの区の区役所こども家庭支援課へ提出してください。
- 2 翌年度の認可保育所等の利用申請時に「調整指数+5」を適用し、優先順位を定めます。なお、調整指数の適用については、翌年度の入所の利用調整における基準日に準じます。
- 3 給付認定決定通知書に記載されている認定有効期間が終了した場合には、利用を継続できず、退所になります。
- 4 事業の利用条件を満たしていない場合は、利用を継続することができず、退所になります。  
(事例)
  - ・保育所等利用申請の「取下げ」を行った場合
  - ・「求職中」の認定期間内(3か月以内)に、就業を証明する書類をお住まいの区の区役所こども家庭支援課へ提出せず、認定期間の満了を迎えた場合
  - ・保育所等に内定した場合(内定辞退を含む)
- 5 「育児休業から復帰」でご利用する場合は、利用開始月末までに育児休業を終了する必要があります。期限までに復職しなかった場合は、利用継続ができず、退所になります。また、復職後2週間以内に、「復職証明書」を保育所へご提出ください。  
(区役所に提出する「復職証明書」の写しも可)
- 6 給付認定決定通知書に記載されている内容(住所や認定事由等)に変更がある場合は、お住まいの区の区役所こども家庭支援課で「認定変更」の手続きが必要です。手続き後に交付される「給付認定変更決定通知書」の写しを保育所へご提出ください。以下、変更手続きが必要な場合の例です。
  - (1)「求職中」で利用し、仕事が内定または就労を開始した方は、「就業(予定)証明書」の提出が必要です。
  - (2)「就労予定」で利用し、就労を開始した方は、就業実績が記入された「就業(予定)証明書」の提出が必要です。

(1)(2)ともに、提出先はお住まいの区の区役所こども家庭支援課です。認定変更の手続きにより、利用調整におけるランク等が変更になる場合があります。詳しくは、お住まいの区の区役所こども家庭支援課へお問い合わせください。

合わせてください。

- 7 幼児教育・保育無償化の対象の方は利用者負担額決定のため、負担区分適用期間内の給付認定決定通知書等で市民税が非課税の世帯であることが判断できない場合、追加で非課税世帯であることが確認できる証明書の提出が必要となります。また、市民税の年度更新に伴い、当該年度の7月頃に、改めて市民税非課税世帯であることが確認できる証明書の提出が必要となります。
- 市民税非課税世帯でなくなった場合は、改めて課税証明書で負担区分を決定し、9月から適用します。証明書等の写しの提出がなく、無償化の対象者でないことが判明した場合は、遡って利用者負担額を徴収することがあります。

以上のことを確認しました。

保護者署名 \_\_\_\_\_